

千葉市告示第619号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和2年7月30日

千葉市長 熊谷俊人

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定更新

訪問看護

名称	所在地	指定期間
わかば訪問看護ステーション	若葉区西都賀1-15-4	令和2年7月1日から 令和8年6月30日まで